

第10編 港 湾 編

第1章 総 則

第1節 適用の範囲

港湾、海岸及び漁港に係る請負工事について、この仕様書に記載されていない事項は、国土交通省港湾局編集の港湾工事共通仕様書、農林水産省水産庁編集の漁港漁場関係工事共通仕様書に準拠して施工するものとする。